

委託スクールバス設置基準

項目	設置基準
車両	・バス車両 3 台（長さ 12m 以内、高さ 3.65m 以内、幅 2.5m 以内）
座席数	・バス車両 4 5 席以上（運転席・補助席含む） 3 台 ※補助席は設置してもよいが、出来るだけ少なくすることが望ましい ※つり革等不可
シート	チャイルドシートが取り付けられること（補助席除く） 個別タイプで、ヘッド付きが望ましい。
冷暖房装置	完備車とする
通信装置	携帯電話機を搭載すること
窓	防災カーテン又は遮光フィルムを貼付すること
換気扇	天井の前後に各 1 基あることが望ましい
置き去り防止 安全装置	「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の要件に沿った機能のものを装備すること
その他設備	時計・温度計・ラジオその他法令上必要とする設備のほか、児童生徒の実態に応じて、安全運行・衛生管理に必要な設備を設置する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールバスにふさわしい明るいカラーとすること ○車両の両側に学校名「群馬県立伊勢崎特別支援学校」（一見して分かるサイズ）を表示する。また、車両のスクールバスマークを規定枚数表示する。 ○コース名がわかるように表示すること（フロントガラスなど内側からの表示も可とする） ○車両取得後、速やかにカラーの全景写真（ナンバーが確認出来るもの）及び自動車車検証の写しを提出すること ○事業用ナンバーを取得したバスであること ○故障頻度の少ない程度の良いバスであること ○非常口があること ○荷物を置く棚等があること